



## キーワード集

### ●新しい社会的養育ビジョン

国の政策である「社会的養護の課題と将来像」（平成23年7月）を全面的に見直し、「新しい社会的養育ビジョン」（平成29年8月）として、社会の養育の在り方とそこに至る工程を示すもの。

### ●家庭的養護推進計画

都道府県と各施設が小規模化に向けた対応を調整した計画で、平成27年度から15年かけて41年度までに、本体施設、小規模グループケア、里親等の割合を3分の1ずつにすることを目指している。

### ■施設の形態

**大舎制**：1舎につき20人以上の子どもが生活をし、共同の設備・生活空間で日課に添って共同生活を行う形態を指す。

**中舎制**：1舎につき13人から19人の子どもが建物の中を区切り、生活集団を形成して生活する形態を指す。

**小舎制**：1舎につき12人までの子どもが独立した家屋などで、家庭的な雰囲気の生活を行う形態を指す。

**小規模グループケア**：平成16年から制度化された、原則として定員6～8人でできる限り家庭的な環境の中で、個別的な関わりを重視して生活を行う形態を指す。

**地域小規模児童養護施設**：平成12年から制度化された、原則として定員6人で本体施設とは別の場所で、地域社会と密接に関わりながら豊かな家庭的な生活を行う形態を指す。

### ●被措置児童等虐待法

平成20年法律第85号により、施設等での子どもの人権侵害や虐待防止のための枠組みが規定され、平成21年4月より、子どもの権利擁護という観点から子どもたちが安心して生活を送り、適切な支援が受けられるように枠組みを義務づけ取組を進めるよう施行された法律。

### ●アセスメント

福祉の現場では、子どもの育成歴・発達の特性など情報を収集、分析して解決すべき課題を把握し、自立に向けた支援計画を立てるまでを指す。

### ●自立支援（計画）

虐待など深刻かつ複雑化する子どもの問題に対応するために、的確なアセスメントに基づき計画的に適切な自立に向けた支援を行うこと。（平成17年から児童養護施設等に支援計画の策定が義務化）

### ●スーパーバイズ（バイザー）

福祉や心理の職場では、問題性の高い児童や養育困難に陥っている場合に、援助実践者への助言や支援体制の確立を図ること。（図る人）

### ●家庭支援専門相談員（FSW）

児童相談所と連携をとり、入所児童の保護者らと相談援助等の支援を行い、親子関係の再構築等を図り、児童の早期家庭復帰、里親委託を促す専門職。

### ●セカンドステップ

1980年代に米国で作成された「相互の理解」「問題解決」「怒りの扱い」の3つの柱で構成される教育プログラム。

### ●コモンセンスペアレンティング

被虐待児の保護者支援を目的に米国で開発される。暴力や暴言を使わずに子どもを育てる技術を親に伝えることで、被虐の予防や回復を目指す支援プログラム。

### ●発達障害

自閉症スペクトラム、学習障害、注意欠陥多動性障害などの脳機能の障害。

### ●トラウマ

外的内的要因による肉体的、精神的な衝撃を受けたことで、長い間それにとらわれてしまう状態で、否定的な影響を持っていることを指す。

### ●トラウマティックボンディング

加害者に恐怖を感じる半面、離れられない、離れてくないと、被害者が加害者に対して愛情に似た気持ちを持つってしまうこと。

### ●バーンアウト

それまで1つのことに没頭していた人が、心身の極度な疲労によって、ある日突然、まるで燃え尽きたかのように意欲を失うこと。施設職員の退職理由となる。